



上富田町告示第 68 号

地方自治法第243条の2第1項の規定により下記のとおり手数料徴収業務の委託を行ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年 4月 1日

上富田町長 奥 田



委託を受けた者の氏名及び住所	委託内容	委託期間
上富田町商工会 会長 岩崎 央 上富田町朝来763番地	上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表に規定する分別指定袋による廃棄物処理手数料の徴収業務	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（甲乙から特段の意思表示がないときは、期間満了翌日から起算して更に1年間その効力を有する）